

お誕生おめでとうございます

大田原市 出生手続きガイド

出生届⇒受付窓口：2F 市民課・各支所の総合窓口課 生まれた日を含めて **14 日以内** に届出してください。

※休日・受付時間外は受付窓口が異なりますので、ホームページ等でご確認ください。

届出人：父または母など

届出に必要なもの：医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届、母子健康手帳

注意事項

- ・生まれた子の名前として使えない漢字があります。
- ・振り仮名が一般の読み方によるものと確認できない場合は、振り仮名の参考とした資料（本、雑誌など）を求める場合があります。

本人確認の説明 市役所では、手続きの際に本人確認をします。**本人確認書類の提示**をお願いします。

1 点で本人確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、

そのほか官公署発行の顔写真付きの証明書など

本人確認に 2 点必要なもの：資格確認書、介護保険証、年金手帳、顔写真付きの社員証、学生証など

代理人による手続きのご案内

- 代理人として来られた方も本人確認が必要です。
- 代理人の方が手続きできるかどうかは、手続き対象の方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- マイナンバーが必要な手続きは、手続き対象の方のマイナンバーを提示していただく場合があります。

「健康保険の資格がわかるもの」とは

- ・ 資格情報のお知らせ
- ・ 資格確認書
- ・ マイナポータルの資格情報

大田原市ホームページ（出生）

オンライン申請や各手続きの詳細は、
ホームページでご確認ください。



内側のチェックリストを確認してください。→

出生手続きチェックリスト

本人確認書類の提示をお願いします。

該当	完了	手続き内容	必要なもの	摘要	受付窓口
☐	☐	マイナンバーカードの申請 (希望者)	4桁の暗証番号	※出生届と同時手続きの場合 約1週間程度でカードが簡易書留で届きます。 ※通常の手続きの場合 約1か月程度かかります。 (状況により日数が伸びる場合があります)	2F 市民課★
☐	☐	出産育児一時金	- 健康保険の資格がわかるもの - 出産費用明細書・領収書 - 世帯主の口座番号がわかるもの - 医療機関直接支払制度の合意文書 - 母子健康手帳 ※海外出産の場合は、お問い合わせください。	海外出産や自宅出産などで、直接支払制度を利用していない国民健康保険の加入者 ※1年以上継続して社会保険に加入していた方で脱退後6か月以内に出産した場合は、社会保険から支給されることがありますので、まずは加入していた健康保険組合等にご確認をお願いします。	2F 国保年金課
☐	☐	【国民年金】 国民年金保険料の産前産後期間の免除	【子が別世帯の場合】 出産日及び親子関係を明らかにする書類 (出生証明書など)	国民年金第1号被保険者で未申請の方 ※任意加入の方は対象になりません。	2F 国保年金課
☐	☐	【国民年金】 国民年金保険料の育児期間の免除	【子が別世帯の場合】 ご相談ください。	1歳になるまでの子(原則同一世帯)を養育する実父母・養父母が対象です。 ※子が別世帯でもDVなどの特別な事情がある場合は、対象となることがありますのでご相談ください。 ※任意加入の方は対象になりません。	2F 国保年金課
☐	☐	【国民健康保険】 国民健康保険税の産前産後期間の軽減	・母子健康手帳	国民健康保険に加入している方 ※妊娠85日(妊娠12週)以上の出産が対象 (死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む。)	2F 国保年金課★

☐	☐	保育園等の相談	入所申込書の控え（申込済みの方）	保育園等の利用を希望する方	3F 保育課
☐	☐	児童手当	・健康保険の資格がわかるもの（子） ・受給者の口座番号がわかるもの（父母のうち生計の中心を担う方名義） ・マイナンバーがわかるもの（請求者・配偶者）	・請求月の翌月分から支給になります。※請求が遅れると遅れた分の手当が受けられませんのでご注意ください。 ・月の後半に誕生した場合は、出生日の翌日から１５日以内にお手続きいただくと、出生月の翌月分から支給となります。 ※公務員は勤務先でのお手続きとなりますが、窓口でご記入いただく書類があります。	3F こども支援課★
☐	☐	こども医療費助成	・請求者の口座番号がわかるもの ・健康保険の資格がわかるもの（子）	出生児全員	3F こども支援課★
☐	☐	児童扶養手当	・受給者の口座番号がわかるもの（新規の場合） ・マイナンバーがわかるもの（親・子・扶養義務者）	ひとり親家庭等に該当する方	3F こども支援課
☐	☐	ひとり親家庭医療費助成	・健康保険の資格がわかるもの（親・子） ・受給者の口座番号がわかるもの（新規の場合）	ひとり親家庭等に該当する方	3F こども支援課
☐	☐	子宝祝金（第３子以降）	・請求者の口座番号がわかるもの	・第３子以降の出生時に請求者の住所が３か月以上大田原市にある方 ・出生児を含む３人以上の児童を養育している方	3F こども支援課★
☐	☐	こんにちは赤ちゃん訪問 低体重児出生の届出	母子健康手帳	出生児全員	3F こども支援課
☐	☐	予防接種のお知らせ	母子健康手帳	出生児全員	3F 健康政策課

※課名の後に「★」がある手続きは各支所でもお手続きできます。

階	担当窓口と主な手続き内容		電話番号
2F	市民課	戸籍の届出（出生届）、マイナンバーカード	23-8752
	国保年金課	出産育児一時金、国民健康保険、国民年金	23-8857
3F	保育課	保育園等の入園等の相談	23-8769
	こども支援課	児童手当、こども医療費助成、児童扶養手当、ひとり親医療費助成、 こんにちは赤ちゃん訪問	23-8932
	健康政策課	予防接種のおしらせ、市民健康診査	23-8975



大田原市役所 〒324-8641 大田原市本町1丁目4番1号
 ※課名の後に「★」がある手続きは各支所でもお手続きできます。

受付時間 午前9時～午後4時30分
 （本庁舎のみ水曜日は午後7時まで）

お問い合わせ
 代表電話 0287-23-1111
 湯津上支所 0287-98-2111
 黒羽支所 0287-54-1112

市役所以外にもお手続きがある場合がありますので、ご確認ください。